

「静岡市立図書館の使命、目的とサービス方針」の改訂について（基本的な考え方）

静岡市立図書館

○ 改訂の趣旨

「静岡市立図書館の使命、目的、サービス方針」については、制定（平成16年10月）から10年以上が経過しており、図書館の基本的な「使命」「目的」についての考え方は変わっておりませんが、時代の変化に伴い、提供するサービス内容が変化していることを踏まえ改訂を行います。
また併せて「使命」「目的」「サービス方針」が明確となるよう見直しを行います。

○ 改訂の考え方

図書館協議会の報告「静岡市の図書館の将来像」（平成21年8月）の基本理念を踏まえ、現行の使命（一次目的）、目的（二次目的）を踏襲していくことが望ましいと考えています。そのため、「使命」「目的」については、表現の見直しに留め、「サービス方針」については、現行の内容を精査し、これまでそして今後の図書館のサービス内容を大きく捉える内容に変更していきます。

○ 主な改訂点

【前文】

- ・ 静岡市立図書館の3つの「使命」と「役割」を明確にします。
- ・ 図書館から情報を「発信」していくことを明確にしていきます。

【表題】

- ・ 図書館の「使命」「目的」が明確になるように表題を変更します。

【サービス方針】

- ・ 「知る自由」を守るため、資料を収集・保存し、提供する（サービス方針①）とともに、図書館ネットワークだけではなく、関係機関と連携・協力（サービス方針②）していきます。
- ・ 誰もが情報を入手できるよう、すべての人に応じたサービスに努めます。（サービス方針③）
- ・ 生涯学習の観点から、生涯にわたり読書に親しみ、楽しむことのできる機会と場の提供をしていきます。（サービス方針⑦の追加）
- ・ 学校図書館と連携・協力し、活動を支援していきます。（サービス方針⑨）
- ・ コンピュータを使いこなす方法を学ぶ機会を提供する（現行のサービス方針⑦）ことは、図書館サービスではないため、削除します。

静岡市図書館協議会中間報告「静岡市の図書館の将来像」 平成21年8月

(1) 基本理念（抜粋）

- ア 公共図書館は基本的人権を保障することについて責任を負っている。それを最も端的に示していると思われるのが「図書館の自由に関する宣言」「ユネスコ公共図書館宣言1994」であり、これを理念の基本におく。
- イ 図書館は、本市の地域文化の拠点、情報発信の場となるような運営を進めるべきである。この点については、すでに制定されている「静岡市立図書館の使命、目的とサービス」が的確に示しているため、今後も引き続きこれを基に運営していく。

(参考)

図書館の自由に関する宣言（抄） 日本図書館協会 1954年採択 1979年改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

(参考) ユネスコ公共図書館宣言 1994年

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則にもとづいて提供される。（以下、略）